

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十第

行發日一月十年十正大

論叢

所得稅の弱點

法學博士 神戸 正雄

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

利潤の經濟的及び道德的性質

法學博士 田島 錦治

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

時論

地方稅の整理を論ず

法學博士 小川郷太郎

說苑

家計論の地位に就て

法學士 作田 莊一

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

雜錄

獨逸御より見たる聯合國の對獨經濟政策

法學士 小島昌太郎

世界戰爭と柏林の人口

法學士 汐見 三郎

農業労働問題 (四)

河田 嗣 郎

二 農業労働問題の主要素 (承前)

(八) 勞賃問題

農業労働に於ける勞賃問題も、一面に於ては労働者の所得に關する問題として、直ちにその生活上の問題を意味し、他面に於ては、又經濟上の費用の問題として、農業經營者の業務上の採算に關する問題を形造るものとする。此の意味に於ては、農業勞賃問題と工業その他の産業部類に於ける勞賃問題との間に、何等の相違の認むべきものがない。従てその勞賃は、労働者側より言へば、高ければ高いほどよく、經營者側からいへば、低ければ低いほど便利である。けれども、それは如何に高くとも經營者が採算上損失を忍ばざれば、之を支拂ひ得ざる程度にまで上ほることが出來ず、又如何に低くとも労働者が之に依て生活を爲し得ざる程度にまで、換言すれば、所謂生活最低限度を潜る程度にまで下ることは出來ぬ。上下共に一定の限度あるものとする。而して理論上にては、たゞ其の限度の存在することだけは謂ひ得られるけれども、その限度が幾干であ

るかといふ具體的のことは、之を實際上より知る外はない。

然るに農業勞賃に關しては、之に特有なる二三の事情あることを、忘れてはならぬ。

先づ第一には、農業勞働は既述の如く、それが年中を通じて平均的でないといふ事實より來るものである。此の事情あるが爲めに勞賃は、労働者が農閑期に殆んど勞賃收入を獲ないか、然らざれば他の時期に比し頗る僅少なる所得を占むるに過ぎないこととなる。されば、此の事情を顧慮して繁忙期に於けるその勞賃が、普通以上に高くせられ、その餘剰を以て労働者は、よく所得の枯れたる時期の生活を支へ得ることとせられるか、然らざれば、そんな労働者の生活上の顧慮などはせられないで、繁忙期に於てもたゞ當り前の勞賃だけ支拂はれ、閑散期に在つては労働者は、大いに生活上の困難に遭遇する境遇に置かるゝか、その二ツの何れかと表はれ來ることとならざるを得ない。

二ツには、労働時間の問題が之に關係して來る。即ち農業労働には、既述の如くに、若し労働時間數に年中を通じたる一定標準が與へられることとなるに於ては、その制限外の餘分労働が行はるゝことの多かるべき筈のものであつて、然かもその餘分労働は、隨時的に行はるゝ所は少く、農業労働の性質上、或季節に於ては、殆んど日々原則的に行はれるものと見なければならぬ場合が多い筈である。又或種の労働例へば家畜の飼育の如きに於ては、この超過労働は年中を

通じて行はるゝことゝもなり得る。斯かる事情の下に於て、今勞賃が定められるに當つては、標準時間に對しては、標準勞賃が支拂はれ、超過勞働に對しては、餘分の割増賃金が支拂はれる制度と爲るべきか、それとも、此の超過勞働が日常的のものたる理由により、之を顧慮して月給制の賃金が支拂はるゝことゝなるべきかと、別れて來なければならぬ。

最後に又農業勞賃は、その支拂の方法その宜敷きを得、勞賃としての所得の形式に關する問題が、甘く解決せらるゝに於ては、之が爲めに大いに雇主と勞働者との間に於ける利害衝突を緩和することが出来る。從て又勞賃制度の定め方に依つて、農業勞働問題の重要な部分の解決に貢獻する所あるをも得べきものと考へらるゝ。²⁷⁾

以上の三點は、即ち之れ、勞賃の額と、勞賃の形式と、その計算及び支拂の方法とに關するものであるが、以下少しく、ツェッスナー、スピッツェンベルク氏の説明の順序に従ひその各項に就いて觀察を試みる。

a) 勞賃額 農業勞賃の額は都市に於ける商工勞賃等に比して常に少額なるを例とする。尤もその實際の状態は、國に依り又地方に依り少からざる相違を生ずるを免れ難い。然し大體に於て農業勞賃の比較的低位なる事實は、諸國の實狀として之を認めざるべからざる所に屬する。たゞ注意すべきことは、農業勞賃は、之をその貨幣勞賃のみに就いて考ふる分では、實狀を知るに足ら

27) Zessner-Spitzenberg, Einführung in die Landarbeiterfrage, S. 61 ff.

ざること之れである。世にはたゞ貨幣額のみに就いて農業勞賃の餘りに安きを論議する者が少くないが、吾等はその誤に陥つてはならぬ。即ち農業勞賃は前に既に之を明かにしたやうに、貨幣勞賃以外に、少からざる實物給與として行はるゝを例とし、地方によつては、貨幣勞賃はたゞ僅かに實物給與に對する補助的意味しか之を有せざるものが少くない。我國の如きに在つても、此の事情は十分注意されなければ、農業勞賃に關する真相は究明され難い。例へば農業勞働に在つては、勞働者の食事の如きは、下男に對しては勿論のこと、日傭に對しても、大抵雇主に於て之を支給するを例とし、全部之を支給せざる場合には、主食物か或は副食物かの支給を爲し、又は一日中一回とか二回とかの食事は之を支給する慣習が廣く行はれて居る。その外、衣服や附屬品の支給を爲す慣習のある所もあれば、住家を無償で支給する例は廣く之を見る所とする。尙ほ燃料燈火等の自由供給、牛乳野菜その他家庭用消耗品の支給の行はるゝことも、多く之を見る例である。尙ほ一定面積の菜園や家畜の放牧場を支給する習慣も諸國に之を見ることが出来る。而して此等の實物支給は固より總べて之れ勞賃として其中に包含さるべき性質のもので、此等の價值が合計されて茲に甫めて實際勞賃の額は定まる次第である。之を抜きにして貨幣に依て支給せらるゝ勞賃額のみを以て勞賃總額と考へては、その額は實際額よりも甚だ少くなり、之を基礎とする議論は、實狀に合致せざる議論となる外はない。

更には又此等のものゝ總てを合計して考へたる農業の實際的總勞賃が、之を數字的に表はして商工業勞賃と比較されて、尙ほ商工業勞賃に及ばず、前者の額は後者の額より小なりとしても、それで直ちに農業勞賃が商工業勞賃に比して劣れりと概論することは出來ぬ。何となれば勞賃の價値は、その數字上に表はされたる價格に於て比較さるべきではなくて、それが勞働者の生活に如何に役立つか、その生活の實費として何程の効用を發揮するかといふことが考へられねばならぬ。而して此の考慮を爲すが爲めには、都會に於ける純然たる貨幣經濟と、田舎に於ける半貨幣的半自給的なる經濟との比較をせなければならぬ。然るに此の比較は問題の性質上一般的には出來難いことである。たゞ之に依て生活の保障せらるゝ慰安の程度、安定の程度とふが如きことに於て、ぼんやりした比較が行はれ得るに過ぎぬ。何れにしてもたゞ數字的比較を試みるのみで以て勞賃に關する實質的比較を爲し得たりと爲すことは妥當でない。たゞへ實質的比較は出來難いものであるにしても、數字的比較を以て實質的比較なりとすることは許されぬ。

要するに、農業勞賃の額に關する問題に於ては、貨幣勞賃以外に實物に於て支給せらるゝ所のものを適當に評價し、之と貨幣勞賃とを合せて以て勞賃の總額と爲すべきものたることだけは、見遁してならぬ所で、此の注意は、勞働者の側より所得として之を見る場合に於ても、將又雇主の側より經營上の費用として之を見る場合に於ても、共に必要なる所とする。然し現今經濟一般

の進歩により貨幣經濟が農村にも漸次普及しつゝあることは争ひ難き事實であつて、勞賃も漸次に實物支給の部分が少くなり、貨幣勞賃の部分が大きなりつゝあることは、之を認めなければならぬ。そして其の狀況は英米の如きに在つて最も著明で、獨佛の如き之に亞ぎ、我國の如きに於ても、漸次その傾向の強くなりつゝあるを見ることが出来る。

尙又勞賃は、之を労働者の所得として見る場合には、それが本業的の労働に對する所得たるか、將又本業は他に存して、たゞ副業的に營まるゝ農業労働に對する所得たるかの點も、考慮さるべきことに屬する。然し之はたゞ労働者の側より問題を攷ふる場合に必要なるだけであつて、經營者側より之を考ふる場合には、經營上の費用としては、此の區別は何の關係する所もない。又労働者の所得として、その一家經濟上より之を見る場合には、その一家の女子や年少者等が、やはり農業雇傭労働に従事して、勞賃所得を齎すや否やのことも重要な關係を有するが、此點は之を一般的に農業勞賃の性質の上より其額について考ふる場合には、特に問題として考ふる必要はないのである。

然し何れにしても、農業勞賃に關する問題に於て、その額に關する講究を爲すに當つては、現今一般的なる事實として、その額が、都市の労働者の得る勞賃との比較は之を抜きにして、たゞ農業労働者のみの問題として、その生活を支ふるに足るや否や、やゝ快適なる生活を保障するに

足るや否やといふことは、最も重要な問題たらざるを得ない。然し此の問題は理論上の問題ではなく實際上の問題たるに過ぎぬから、その解答は従て又諸國の實狀をして之を爲さしむるのではない。たゞ概括的にいへば、我國などのやうに、農業には單純なる雇傭労働者が少くて、一面小自作人たり特に小作人たる者が兼ねて雇傭労働者たる状態を示す所と、英國などのやうに單純なる雇傭労働者の多い所とに於て、事情は少からず相違すべき筈である。而して我國などの農業労働者は、その生活の保障を得たる點に於ては、英國などの農業労働者よりも、稍々安慰なる状態に在ることを知るに難くない。英國の如きに於ては、農業労働者の所得と生活上當然に必要とする所とは適合するを得ないで、所謂貧乏線以下に在る者の多數なること、ローウンツリー氏の研究の之を示す通りである。²⁸⁾

茲に於てか英國などの如きに於ては、農業状態の一般的に驚くべく衰微せるを恢復せしむる國策上の必要より之を見るも、將又農業労働者の生活を保障するといふ社會政策上の必要より之を見るも、農業勞賃を引上げることの必要が頻りに唱道せられて居る。そして農業勞賃に關しても、最低賃金制を設くべしとの主張が擧げられて居るのである。而して實際政府は、大戰中農業生産を増進せしむる必要上穀物生産法を布き、一方穀物の最低價格に對する保障を與ふると同時に、労働者に對しては最低賃金率を制定した。けれども此の法制は戰時中臨機のものたるに過

ぎなかつたから、今やその穀物生産法は廢止さるゝことになつたと傳へられて居る。然し同國に於ては、早晚永久法として農業最低賃金制は設けられなければならぬ必要あること、容易に之を信じ得べき理由がある。

而して農業最低賃金制に關する理論上の問題に於て注意すべきことは、之を全國均一のものゝ爲すべきか、將又國內諸地方多少づゝ事情の相違せるに鑑みて、各々之に適當する異なる最低率を設くべきかといふことである。然し此の問題は大體に於て前者を可とするものと見なければならぬ。蓋し之を全國均一制と爲すに於ては、地方的不均一制と爲すことに伴ひ生ずる多くの不便を免れることが出来るからである。即ち例へば、地方々々別異の賃率制を設け、事情の進歩の遅れたる地方には、低き賃率を定むることゝなすに於ては、最初からして最低賃率制の本旨は裏切られることゝなる。大體農村に於ける生活の實際的費用は地方に依り甚しき相違あるものではなく、相違せるは家賃地代の如きに過ぎぬ。それに又地方別と爲す場合には、その一區域とせられたる地方の内部に於て又少からざる小地方的事情の差別があつて、之を顧慮する段になれば、折角賃率が地方別にせられたる主旨は貫徹せぬことゝなる。更に又一地域と之に隣接せる地域との境界に近き所に在る者は、雇主も労働者も共に、賃率の相違に對して不平なきを得ざることゝなる。要するに此等の理由に依つて、最低賃金制は、たゞそが最低標準たるに過ぎぬのだから、

之を全國劃一のものご爲し、地方的事情の相違に對する顧慮は、事實上その最低率以上に於て、契約上兩當事者間に行はるべきものなりとする議論が、當を得たるものである。²⁹⁾

我國などに在つては、まだ工業や鑛業勞働に對してすら、最低賃金率制は實際的問題となつて居ぬほゞだから、農業勞働に關する問題としては、前途遼遠と謂はねばならぬ。たゞ事情の變化は思ふよりも急速に行はるゝものたるを忘れざるを要する。

(b) 勞賃形式 農業勞賃は普通之を三種に區別する。貨幣勞賃と實物給與と土地給與と之れである。此の三者は通常は單獨に支給せられることは少く、二者又は三者を合せて支給さるゝが多數の場合である。然かも一方に貨幣勞賃と併せて實物給與又は土地給與の行はれるを最も普通とする。而して此等は何れも一長一短を持て居るが、就中雇主に取つても勞働者に取つても最も痛切なる利害の感せらるゝは貨幣勞賃である。元來農業といふ業務は、前に屢々之を述べたやうに、自然經濟的の性質を多分に具有して居るものであるから、その經濟は頗る實物的に行はれ、貨幣經濟として純然たる貨幣計算の下に業務の行はるゝ所が商工業の如き程度にまではまだ發達して居らぬ。従て企業家の業務經營上に於ては、貨幣の運轉といふことは、甚だ面倒な問題で、勞賃にしても之を實物支給に依て支拂ふのは容易だけれども、之を貨幣勞賃として現金で支拂ふ分になると、そう問題が簡單でない。然るに勞働者側に在つては、その生活は自給經濟的にも營

29) H. Harben, The Rural Problem, pp. 25-

まれ得るけれども、然かも現今の經濟組織の下に在る以上、たとへ田舎の生活だからとて、貨幣の全く入らぬ筈はなく、然かもその貨幣の不自由なのが田舎の例なのだから、今勞賃として比較的多くの現金支給が行はれるか、比較的少き現金支給が行はれるかといふことは、その生活の便宜上に於て、少からざる差異を生ずることゝならざるを得ぬ。

けれども元來農業がその本質上、資本主義的組織に適合せるものではなく、寧ろ非資本主義的精神を有することに依て、甫めて農民として安んじて其業に従ふを得るものたるからには、經營者に取つては勿論のこと、労働者に取つても、その經濟が、餘りに純貨幣經濟化せられるは、喜ぶべきことゝ謂ふを得ぬ。純貨幣經濟化することに依て、農業經營は漸次に單純なる金儲事業と化し、然かも金儲事業としては、到底商工業に及ぶべくもない。然るに又労働者側に於ても、その經濟が餘りに貨幣經濟化するに於ては、生活は之が爲めに大いにその安定を失ひ、恰も都市に在る労働者の如くに、經濟界一般の狀況に依てその生活が直接の影響を蒙り、所謂生活不安の爲めに、常住脅されることゝなる外はない。されば現今獨逸などに在つては、労働者側よりして、進むで農業の極端なる貨幣經濟化に反對し、勞賃にしても、貨幣勞賃と實物給與特に土地給與の並び行はれむことを要求し、後者に於て大いに事情の改善と労働者生活の向上の道とを計らんとするの運動を起しつゝある有様とする。³⁰⁾ 農業を純資本主義化することは、應て之れ、農業と農民

30) Zessner-Spitzenberg, a. a. O. S. 72

この自滅を招く所以なることは、十分に考慮さるべき所とする。

尤も實物勞賃の中に在つても、勞働者が雇主に依て賄はれることは、一面に於て利便もあるけれども、反面に欠點を伴ふを避け難い。即ち之が爲めに、勞働者はその日常の生活に對する心勞は全く省かれて、その點に於て氣樂なるを得るのみならず、雇主と食事を共にすることに依て意思の疏通感情の融和を得るの便宜はあるが、それと同時に勞働者の雇主に對する從屬を大ならしめ、その自由が束縛さるゝ恐あるを免れぬ。特に雇主が吝嗇で又勞働者は飽くことを知らざる風の人間であると、兩者の間に最もさもじき爭論の絶へざることゝなる。此の賄支給に比すれば、勞働者の生活用の必要品を給與して、勞働者に自家經濟を營ましむるもの、特に土地を給與して其上に經濟を營ましむるものは、その利便多くして弊害の伴ふ所が少い。即ち之に依て勞働者は、獨立なる生存を爲すを得、貯蓄も其の餘裕さへあれば之を爲すを得て、地位の向上を計ることが出来る。特に勞働者の地位が、その生活と社會的關係とに於て、獨立的にして且つ安固なるを得ることは、最も有利のことゝ見なければならぬ。殊に此の勞賃形式の下に於ては、勞賃の授受共に自然經濟的に行はれるから、中間商人の手を煩はすことなく、經營者の生産せる物が、一度市場に賣られて貨幣となり、それが勞賃として支拂はれて、勞働者は又之を以て、市場より生活上の必要品を買取るといふ手敷を踏む必要がなくなるから、其間に生ずる種々の失費は、經營

者の側及び労働者の側双方に於て、之を免れることが出来、つまり中間商人の利得する所と、商品の賣買の爲めに生ずる實際の費用とが、經營者と労働者と双方の利得に歸することとなる。然るに現時の市場賣買に在つては、その取引失費の多大に過ぐることを、諸國に於ける通弊であるから、此の中間賣買を全然省き得るといふことは、決して些少ならざる意義を有するものとする。

加之、此の實物給與が行はるれば、之に伴ひ自然經濟的なる思想が農村の間に保持さるゝこととなり、前に掲げたる資本主義化の弊害を免れることとなり、その間に生ずる心理的なる又社會的なる價值は、僅少なりとすることが出来ぬ。

たゞ注意すべきは、此の實物給與特に土地を給與して、労働者をして其上に自己の經濟を營ましむるものに在つては、労働者は雇主の爲めに働きたる餘暇を以て更に自家の經濟の爲めに働かなければならぬこととなり、爲めに雇主に對する労働が、相當に長き時間と勞力とを要するものたる場合には、過勞に陥り易く、然らざれば、折角給與されたる土地を十分に經理し得ないで、その所得を少からしめ、生活をして却つて困難に陥らしむる恐あること之れである。されば、此の土地給與の制度は、強制的に行はれては、右の弊害を伴ひ易いから、労働者に貨幣勞賃との間に自由なる選擇の餘地を残し與へるを可とする。そして労働者の家庭に、女子その他の餘れる勞働力があつて、之に依て、給與されたる土地の經理の都合よく行はるゝ場合に於ては、此の制度

は、最も好くその効果を發揮し得ることゝなるわけである。⁰³¹⁾

然るに此の制度に對しては、之を非難する聲がある。それは、此の制度は勞働者を束縛し、彼の自由移轉を妨ぐるといふ非難である。然し勞働者が土地を給與されて其上に經濟を營むことが、直ちに勞働者に對する束縛となると概論するは、聊か無理である。たゞ一度植付を行つた以上は、その收穫を爲す迄は自由移轉を妨げられるであらうけれども、其の束縛が常に存在するといふことは出來ぬ。たゞ實物給與に就いては、かの英國の農地附屬住家タイ、コッテージのやうに、勞働者にして雇傭されたる以上は、其の給與さるゝ家に住はざるべからず、然かも農村に於ける住家の缺乏の爲めに、勞働者は其家に住ふといふことの必要上、不利益と知りつゝも之を忍むで其家の持主に雇はれなければならぬやうな事情ある所では、其の弊害著しきものあるを否み難い。然しを般的に實物給與制は勞働者の自由を束縛するものと爲すことは出來ぬ。

又第二の非難としては、土地給與制の下に於ては、勞働者は凶作の折に大いに困難に陥る恐あり、勞賃としては其の安定が缺けて居て、良き勞賃制でないといふこと之である。此の非難は、勞賃といふものを其額の安定的のものでなければならぬと豫定してしまへば、成程さうであるが、本來勞賃の性質は、たゞ其額の安定といふことを必要とするばかりではなく、勞働者に安全なる生活を保障するといふことを、寧ろより多く必要とするものなりとせば、貨幣勞賃に於て其

額一定し、物價の變動の爲めに労働者の生活が安定を得ざるに比較して、此の土地給與に依りその作柄や其他一般的に生産結果が、年に依り多少の變動あることより生ずる労働者生活の不安定の方が、遙かに輕微なるものとする。況んや土地給與は勞賃の全部ではなく、貨幣勞賃と共に、其の一部として支給せらるゝに過ぎざるに於てをや。

要するに、土地給與に依る勞賃制は、労働者をして農業といふ業務に親ましめ、彼等は經營者としての心理を理解し體得することとなり、爲めに雇主と共通なる心理を有して、意思の疏通を見出し得る。其點に於ても大いに農村の生活を愉快ならしむるに貢獻するものとする。尤も此點に關しても亦大いなる反對が唱へられ、今の雇主と労働者とは、同一様の心理を有せないからこそ好いので、労働者がなまじいに經營者らしき心理を懷くこととなつて、雇主に對して妥協的態度を取るやうでは、労働者階級の解放は、永久に行はれ難く、常に之に依て雇主に縛られ、之に依て誤魔化され、奴隸的境遇を脱することが出來ぬ。特に勞賃としての實物給與の如きは、現時の經濟の本義に叶はざるもので、そんな舊式な保守的なものが保存さるゝ爲めに、何時迄も封建思想が根絶へぬのだと、非難せらるゝを聞く次第である。然し此點も亦都市に於ける労働關係と、農村に於ける労働關係とを、其の本來の性質上より好く區別して考へて見れば、一概には論ぜられぬ。抑も労働に於て、全然雇傭制度が無くなつてしまへば兎も角だが、苟も雇傭制度の存續す

る限り、その制度の下に於ける勞賃形式に關する議論としては、實物給與形式は、農業勞働に於ては決して一概に之を非なりとすることが出來ぬ。加之勞働者の完全なる解放を行ひ、雇傭勞働制なるものを、全然打亡ぼすを可とすることになれば、それはつまり今の勞働者を悉く皆自主的なる獨立の經營者たらしめんとするのであるから、益々以て勞働者に自主的經營者としての實地經營と、その心理とを養ひ得せしむることは、必要欠ぐべからざる所とせなければならぬ。

苟も農業に従事する者は、土地を占有し其の生産力を養ひ、又之を發揮せしめて、其間から價値を生産せしむることを、知らなければならぬ。而して之を自己の獨立の任務として行ふことが、必要である。その爲めには、勞賃制として土地給與の行はるゝが如きは、勞働者の將來の自主的地位を造り上ぐるが爲めの、準備的教育としても、大いに可なるものとせなければならぬ。之に依て勞働者の地位が益々奴隸化せられ、その心理が企業家の心理に墮して、腐朽すべしと考へられぬ。之に依て腐朽するが如き精神の持主たる限りは、その解放の完全に行はれたる際、如何様な組織が出來ても、今の農業勞働者は到底物の用に立つ見込はないであらう。

(c) 勞賃の測定 洵にツエッスナー、スピッツエンベルク氏の説くやうに、³²⁾ 勞賃の當否、その經濟的並びに社會的效果等に關しては、勞賃の額を測定する方法が、甚だ重大なる關係を有する。即ち勞賃の高は爲されたる勞働に對して之に適當する報酬を支拂ふといふことの爲めに定められ

る次第だから、此高の定め方如何に依て、労働と之に對する報酬としての勞賃との適合不適合が問題となつて來る。加之勞賃額を測定する方法は、労働と勞賃との關係をして、啻に給付と反對給付といふ事務的關係以外に、之に人格的要素を加味せしむる手段ともなることだから、その經濟的並びに社會的效果は、決して輕小なりとすることが出來ぬ。

普通に、勞賃額測定の方法に關しては、労働の時間に依て之を爲す方法と、労働の結果に應じて之を爲す方法とが區別せられる。人も知るが如く、前者は労働の結果の如何を問はず、其の行はれたる時間の長さに應じ、又一定時間を一區切として、勞賃額の定められる方法で、農業では、日拂制、月拂制、半期拂制が廣く行はれ、年拂制や週拂制も行はれる。而して労働の結果に應じて勞賃額を定むる方法は、普通に出來高拂制と稱せらるゝものであるが、農業に於ては、その労働の結果を測定するには、土地の面積に依る場合と(田植、草取、開墾、耕耘等の如き)、労働の目的物の數に依る場合と(俵を何俵運むだといふが如き)、其量に依る場合と(肥料を何貫撒いたといふが如き)、其の容積に依る場合と(籾を何石扱いたといふが如き)がある。尙ほ其外にも色々測定の方法があるであらう。而して出來高拂制に於ては、出來高が増すに従て其の單位に對する勞賃率を段々に増加する所の、所謂累進賃率の行はるゝあることも、やはり農業に之を見る次第である。

此の時間拂制と出來高拂制との間に在つては、後者は雇主に取つても都合よく、労働者に取つても有利なる制度で、之に依れば労働者は、勤勉に働けば働くだけ、多くの所得を占むるを得るものとして、一般的に推奨せられる。たゞ仕事の數量を増す爲めに、其質を粗悪にする恐あることは、工業労働に於ても農業労働に於ても同一であるが、特に後者に在つては、仕事が機械の働に依る所少く、手工業的性質を有するものゝ多い爲めに、注意せざればその弊害の大なるを見るを免れぬ。

そして出來高拂制が、工業に於けると農業に於けるとに依り其の効果を異にする著しき點は、前者に在つては、成るべく一個々々の生産の費用を減ずるといふことが、企業經營上重要な點であるから、企業家は成るべく多くの仕事の分量が出來上つて、然かも生産物の勞賃費用の少きを得せしめんが爲めに、出來高拂賃制を採用する場合が多い。従てその勞賃率は低くせられ、労働者は過勞して甫めて相當な賃金收入を得るに過ぎぬ。然るに農業に在つては、その費用といふ點よりも、或る定れる時間内に労働者が勤勉に働いて、仕事を早く出來上らすといふことが、最も重きを爲すのである。即ち例へば植付けや刈取りのやうに、或る短き日數の間に、又天候の都合の好い間に、迅速に仕事を爲し遂げてしまはなければならぬ必要が、常に存する次第だから、主として此の迅速といふ必要の爲めに、出來高拂制を採用するものとする。従て農業に在つて

は、賃金率を切下げるといふことには、雇主は餘り多く顧慮せないのが普通である。故に労働者の賃金収入は、其の勤勉に應じて随分多大となるを得る。尤も之が爲めに労働者が過勞する弊害は免れ難いが、然し工業のやうに、年中永續的に斯かる勞働を爲すのではなく、たゞ短時日間のみ之を爲すのだから、過勞はやがて休息に依て之を恢復することが出来る。

勞賃制として次に考へらるべきものは、分益制之れである。而してその分益は、或は收穫の實物に就て行はることあり、或はその賣却代價に就いて行はることあり、或はその純収益に就いて行はることあり、必ずしも一定せない。又その分益の歩合に至つては、固より勞働の種類に依り、地方に依り、一樣でない。

農業に於ける分益勞賃制の最も著名なる例としては、我國の小作制及び佛蘭西・伊太利等に行はれる分益小作制 *metairie*, *mezzadria* を上げることが出来る。尤も此等の分益小作制に於ける小作人の地位、その所得の種類等に就いては、之を労働者と見、又勞働所得と見るを妥當ならずとする意見がある。その意見に依ると、小作人は労働者たらずして企業家たり、その所得は勞賃所得たらずして、その以外に利子所得及び利潤所得を包含せるものなりとせられる。けれども、分益小作制の起源及び其の現状を悉細に觀察すると、その小作人は企業家たりとするよりも、労働者たりとするを以て當れりとし、其の所得は又殆んど大部分勞賃所得たるに過ぎないで、利潤所得な

この包含さるゝ場合は、極めて少い。又多少は利潤や利子所得が包含されたりとも、その主成分が労働に對する報酬たる性質を有する限り、之を勞賃所得と見ることは決して不當でない。少くとも其の所得を占むる人を以て労働者と見ることは、決して不當でない。況んやそが、普通の雇傭労働たらざるが爲めに、之を勞賃たらずとするが如きに至つては、却つて不當の甚しきものとせなければならぬ。而してそが分益勞賃たる限り、その中に多少の利潤所得が包含さるゝことも、之が爲めに、その勞賃たる性質を失はざることは、工業労働に於て、利益分配制の行はるゝ場合に、労働者の所得が依然として勞賃たる性質を失はないのと、異なる所がない。

總べて上に掲げたる種々なる勞賃制は、實際に於ては、一者が單獨に行はれる場合も多いが、又混合制の行はれる場合も少くない。即ち時間に依て勞賃の額を計り乍ら、尙ほ餘分勞働時間に對する割増勞賃を支給する制度の如きも、時間勞賃制と勞働效果に對する勞賃制との混合である。然し混合制として最も典型的なるものは、普通勞賃は之を時間制に依て測定し乍ら、その仕事の質により、分量に依り又はその早さに依て、之に特別の賞與的なる増加が行はれる場合之れである。之は種々の場合に可也廣く行はれる制度であつて、獎勵金などの名稱の下に、農業に於ても多く之を見る。而して農業労働に在つては、既述の如く、労働の迅速を尙ぶ場合が少くないから、迅速といふことに對する獎勵として、此の餘分勞賃の支拂はれる場合が最も多い。

尙又家畜の飼養等に關する労働に在つては、労働者が特別なる注意を以て之に當ることに依り、その家畜の成長や乳汁の搾取量等に於て、少からざる効果を見ることが出来る。従て此種の労働に在つては、やはり功勞金として餘分の勞賃支拂が行はるゝが例である。而して之はつまり労働者の功勞に對する特別の報酬たるものなれば、此の制度は決して獨り家畜に關する労働にのみ限らず、植物の栽培、果樹の手入等の如きに關しても、よく行はれ得べき筈である。

事情斯の如くなるが故に、上に述べた勞賃の種々なる形式や、其額の測定の方法は、之を然るべく結合し、之をしてよく農業労働の性質に適合せしむることに依て、甫めて十分にその効果を發揮し得る。又之に依て農業労働問題を紛糾せしむることもあれば、又之を緩和し得る手段ともなる。要は、労働の種類と労働者の人となりと、農業經營の性質とを考へて、最も合理的にして良く事情に適せる勞賃制を立つることに存する。従てその實際の具體案に至つては、之は經營上の問題として企業家個々の選擇に委さねばならぬ。理論としてはたゞ、例へば労働の性質に就いては、それが器械的のものなりや、將又労働者の特別の注意と勉勵を要するものなりや、仕事の迅速又は正確を尙ぶものなりや、換言すれば、労働の結果は質を尙ぶものなりや量を尙ぶものなりや等のことに就いて、十分なる顧慮が拂はれなければならぬ。又労働者に關しては、不定的の雇傭關係に在るものなりや、將又定傭的のものなりや、雇主の家庭内に生活するものなりや、労働

者自家の經濟を有するものなりや、其他之に類する種々の事柄が顧慮されなければならぬ。そして其等諸方面に關する顧慮に従て、最も健全にして有效なる勞賃制の定めらるべきものなりと謂ひ得るに過ぎぬ。

而して健全にして有効なる勞賃制なるものは、その顯著なる二三の性質に就いて言へば、勞賃の制度とその勞働の性質とが善く適合せるのみならず、その勞働の効果と勞賃の額とも良く適合せるものたることを以て其の第一の要點とする。次にはその勞賃制の行はるゝことに依りて多少ともに雇傭勞働の不愉快や苦痛を軽減し、勞働に對する刺激を増すに適し、又勞働者をして勞働に對する熟練を積ましむるに適するものなることを以て其の第二の要點とする。更には其の制度に依りて勞働時間の問題を緩和するを得、又勞働の束縛を軽減するを得、然かも勞賃の額に依りて表はれ來る雇主と勞働者との利害の衝突を除くを得、少くとも之を軽減するを得るに足るものたるが如きことを以て其の第三第四の要點とするのである。

けれども現時の雇傭勞働制の下に於ける勞賃制なるものが、果して能く右の如きものたるを得べきや否や、爾かく有効なる勞賃制なるものが果して考案せらるゝを得るや否や等のことに至つては、固より疑問たらざるを得ない。論者中には、現時の如き雇傭勞働制の續く限り、その勞賃制の下に在つては、雇主の利益と勞働者の利益とは、如何にしても相反せざるを得ないもので、

勞賃制を如何やうに造り改めたりとも、兩者の利害を一致せしめ、右に述ぶるやうな、健全有效なる勞賃制たるを得せしむることは、到底不可能たらざるを得ない。それは雇傭勞働制なるものの性質上許されざる所である。小作制に就いても亦同様のことが言へると主張する者がある。從て此種の論者は、勞賃に關する諸多の問題を根本的に解決し、引いては、廣く一般的に勞働問題なるもの、解決を見出さんとならば、須らく現時の雇傭勞働制そのものを廢止し、勞働者は皆自主的に獨立の勞働を爲すものたる制度を造り出すの外はない。小作制度も亦同様に之が改廢を行ひ、農民をして悉く自作農たらしむるか、然らざれば更に進むで土地國有制を樹立し、農民をして悉く皆、單獨的に又は組合組織の下に、國有地の小作人たらしむる策を講せなければならぬとする。私自身も亦その論者の一人である。

然し今暫く問題を爾かく押詰めて考へず、たゞ現時の雇傭勞働制の下に於ける問題として、農業勞賃に關する論究を試みるものとせば、乃ち上に諭示せるが如きことの、言はれ得べき次第である。(未完)